

はしがき

## は し が き

2017年（平成29年）5月29日から、全国の法務局において、法定相続情報証明制度が開始しました。今後、同制度によって、私たち司法書士の相続に関する業務への姿勢は、変更を余儀なくされるものだと確信しています。

一口に相続といっても、戸籍謄本をたどりながら相続人を特定していく手続、相続人間で遺産分割をする手続、遺産の承継手続と、さまざまな手続によって構成されています。

私たち司法書士は、従来、登記という遺産の承継手続を主なフィールドにしてきましたが、登記はいわば相続手続の終わり、出口の手続であるといえるのに対し、法定相続情報証明制度は、誰が相続人であるのかを戸籍謄本をたどりながら明らかにしていく手続ですから、相続手続の始まり、入口の手続といえます。

法定相続情報証明制度を契機に私たち司法書士は相続手続の入口から出口までを総合的に支援していくことができ、また、支援していかなければならないのです。すなわち、「相続登記の専門家」から「相続の専門家」に変わる必要があるのです。

ところで、相続手続の入口から出口までを総合的に支援していく業務は「遺産承継業務」などと呼ばれ、昨今、注目されているところですが、その内容、司法書士が遺産承継業務を行う際の法的根拠、司法書士には何ができて何ができないかなどの詳細については、あまり深く議論されてこなかったと思われます。

この点、司法書士法施行規則31条を根拠とする考え方はかねてよりありましたが、本書では、この考え方にあえて異を唱える形で、あらためて司法書士による遺産承継業務について検討してみました。それは、遺産承継業務が、これからの私たち司法書士にとって非常に重要な業務になっていくと考えるからであり、そのためにも、司法書士が行う遺産承継業務の足元を固める必要があると考えるからです。

なお、本書では第2章で、遺産承継業務を調査業務、遺産分割、執行業務の3段階に区分し、このうちの調査業務と執行業務は司法書士法3条および司法書士法施行規則31条のいずれにも該当しない「一般受託業務」であると論を展開しています。これに対し、これらの業務は同条5号に該当するとの傾聴すべき意見があることを付言しておきます。

また、本書では、相続法の改正に関して、一部の規定を除き2019年（平成31年）7月1日に施行される「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号。本書では「改正民法」「改正家事事件手続法」という）および2020年（平成32年）7月10日に施行される「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号。本書では「遺言書保管法」という）についても、第9章を中心にFAQ方式で言及しました（なお、これらの改正法に言及しているFAQには、目次において「★」を付していますので、ご参照ください）。

本書が呼び水となり、司法書士による遺産承継業務について活発に議論されることにより、遺産承継業務が健全に発展していくこと、また、本書を利用することにより、多くの司法書士が「相続登記の専門家」から「相続の専門家」へと飛翔していくことを切に願います。

2019年3月

静岡県司法書士会あかし運営委員会委員長 監 物 宏 昌

## 1 遺産承継業務の法的根拠

### (1) はじめに

司法書士法の2002年（平成14年）改正に伴って、従来から司法書士も行うことができると解釈されていた「附帯業務」（他の法律で規制されていない業務<sup>1</sup>）のうち、財産管理業務や成年後見業務をはじめとする一定の業務について、司法書士法施行規則31条により明文化されました。このことにより、近年、「本来的業務」（司法書士法3条1項1号～5号に規定されている業務）としては説明することが困難な業務について、司法書士法施行規則31条を広く解釈し、いわゆる「規則31条業務」として位置づけようとする考え方がみられ、特に遺産承継業務はその代表的なものとして注目されています。

このように、社会の急激な変化とともに業務範囲を積極的に広くとらえようとする考えは理解できますが、遺産承継業務が司法書士法施行規則31条を拠り所とする附帯業務であるか否かは十分に検証されているのでしょうか。仮に、遺産承継業務が司法書士法施行規則31条を根拠とするものでないとすると、遺産承継業務の根拠を別のところに求めなければならないこととなります。遺産承継業務が司法書士業務として注目されている今だからこそ、その拠って立つところを議論しておく必要があります。

そこで本章では、まず、司法書士の行う遺産承継業務はどのようなものであるかを定立してみることとします。そして、遺産承継業務と司法書士法施行規則31条との関係の検討を試みたいと思います。そのうえで、とりわけ遺産分割へのかかわり方や報酬等についての問題点を指摘してみようと思います。

### (2) 遺産承継業務とは

遺産承継業務の定義については、「相続人から依頼を受けて相続財産を承継させるために必要な法律行為及び法律行為でない事務の一切を行う者の地

---

1 小林昭彦＝河合芳光『注釈司法書士法〔第3版〕』281頁。

位を任意相続財産管理人」と称し、「任意相続財産管理人が行う業務の<sup>2</sup>ことを遺産承継業務と呼ぶこととする」という考え方が示されています。

相続の様態は、遺言の有無、相続財産の種類や債務額、相続人の人数（または有無）、限定承認の有無、遺産分割協議の状況などによりさまざまなバリエーションが考えられます。しかし、ここでは、司法書士法施行規則31条との関係を検討する前提として遺産承継業務の内実を定立することが目的ですから、最もスタンダードと思われる遺産分割協議による相続手続を想定することとします。

この場合、文字どおりの解釈では、遺産承継業務は遺産分割協議の結果に基づいて相続人に相続財産を承継させる業務ということになりますが、「相続財産を承継させるために必要な法律行為及び法律行為でない事務の一切」という広義では、相続開始後の相続人確定や相続財産調査の段階から相続人に相続財産を承継させるまでの一連の行為に関する業務ととらえることもでき、それが現在司法書士が行っている標準的な業務と考えられます。

この前提においては、遺産承継業務は、①遺産の調査、相続人の確定（本書では「調査業務」と定義する）、②遺産分割、③遺産分割協議の結果に基づく名義変更等（本書では「執行業務」と定義する）の3段階に区分することができます<sup>3</sup>（図表1）。

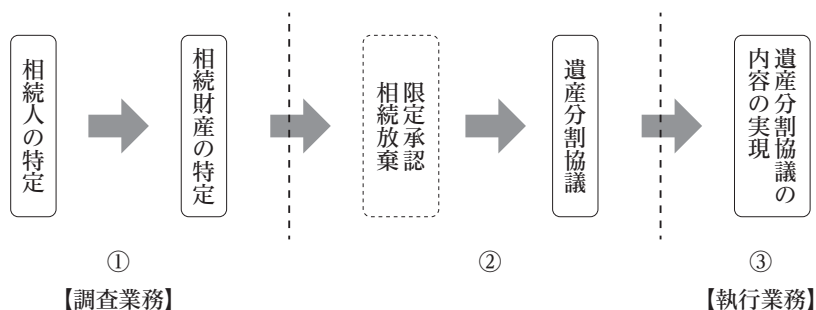
#### ア) 調査業務——遺産の調査、相続人の確定

遺産の調査、相続人の確定は、第二段階の遺産分割に向けた準備行為ともいうことができます。具体的には、公正証書遺言の有無の検索、自筆証書遺言の検認申立て等の遺言に関する事務、固定資産評価証明書・名寄帳の写し等の不動産関係書類の取得、銀行・証券会社等の残高証明書の取得、債務額の調査等による遺産の調査と遺産目録の調製、戸籍謄本・住民票等の公的書類の取得、法定相続情報一覧図の保管の申出等の相続人確定作業などがあり

2 一般社団法人日本財産管理協会編『相続財産の管理と処分の実務〔第2版〕』18頁。

3 佃一男「遺産承継業務における司法書士の役割」市民と法103号17頁も、調査業務、遺産分割協議成立業務、遺産承継（分割）業務の3段階に大別できるとしています。

〔図表1〕 遺産承継業務の流れ



ます。

#### (イ) 遺産分割

遺産分割は、相続開始時に存在していた財産について、原則として相続人全員でどのように承継するかが協議されますが、当事者間における協議にとどまらず、家庭裁判所における遺産分割調停や審判が利用されることもあります。また、分割方法も現物分割、代償分割、換価分割などのバリエーションがあります。

#### (ウ) 執行業務——遺産分割協議の結果に基づく名義変更等

遺産分割協議や調停等の結果に基づく不動産、自動車、有価証券などの名義変更（または名義変更の取次ぎ）や預貯金の解約、その他の財産の換価・分配等が考えられます。また、これらの前提として、遺産分割が協議により行われた場合には、その協議の結果を遺産分割協議書に書面化する事務も多く行われています。

### (3) 法令等に基づく司法書士業務の分類

司法書士業務は、前記(1)のとおり、「本来的業務」と「附帯業務」に分けることができます。

附帯業務はさらに、「司法書士法施行規則31条に規定された業務」（具体例として成年後見人への就任など。以下、「規則31条業務」という）、「司法書士法や司法書士法施行規則に規定されていないが誰でもできる業務」（具体例と

して会社の印鑑証明書の交付申請、公正証書遺言の証人など。以下、「一般受託業務」という)、「他法によって制限されている業務」(具体例として農地法の許可申請手続など)の三つに分類できます。

このうち、司法書士は、「本来的業務」「規則31条業務」「一般受託業務」を業務として受任することができます(以下、これらをまとめて「本体業務」という)。また、「他法によって制限されている業務」はそれ自体を単独で受任することはできませんが、本体業務の「付随業務」(本体業務を遂行するのに不可欠な関係にある業務)である場合には受任できます<sup>4</sup>。

ここで「付随業務」とは、厳密には本来的業務ではないが、本来的業務を遂行するうえで必要な業務と説明されており<sup>5</sup>、会社設立登記に付随する定款の作成、所有権保存登記に付随する住宅用家屋証明書の交付申請、抵当証券の登記申請に付随する抵当証券の発行およびその管理などが具体例としてあげられます。また、司法書士法人の業務範囲を規定した司法書士法施行規則31条5号には「法〔司法書士法〕第3条第1項第1号から第5号まで及び前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務」と掲げられているところ、密接に関連する業務がいわゆる付随業務に該当することになります。

すなわち、付随業務とは、「遺産分割協議書を添付しなければ相続登記が受理されない」というように、本来的業務や規則31条業務にとって必要不可欠で密接に関連する業務と理解することができます。一方、司法書士業務は「本来的業務」「規則31条業務」「一般受託業務」の三つに分類でき、それぞれは互いに優劣しない並列の関係にありますので、「本来的業務」「規則31条業務」の二つに密接に関連する業務は付随業務として認められながら、司法書士業務としてこれら二つと並列関係にある一般受託業務に限って、これに密接に関連する業務が付随業務として認められない合理的理由は存在しません。

ところで、前記(1)のとおり、近年、司法書士法施行規則31条が注目されて

4 小林昭彦＝河合芳光『注釈司法書士法〔第3版〕』281頁。

5 小林昭彦＝河合芳光『注釈司法書士法〔第3版〕』281頁。

いるため、司法書士の行うことができる業務は、本来的業務か規則31条業務（いずれもそれぞれの業務の付随業務を含む）のいずれかであるかのように議論される風潮があります。しかも、本来的業務と解釈できないものは総じて規則31条業務に分類しようとするように感じられます。しかし、司法書士も私人である以上、本来的業務や規則31条業務のほかに、他の法律で規制されていない限り他人の依頼を受けてさまざまな業務を行うことができます。たとえば、法的判断を伴わない書類の作成、登記事項証明書の取得、不動産の調査などは司法書士が行うことについて他の法律で規制されているものではありません。<sup>6</sup>

したがって、司法書士の行う業務は、①司法書士でなければすることができない本来的業務、②司法書士法施行規則31条に規定された附帯業務としての規則31条業務、③司法書士法施行規則31条に規定されていない附帯業務としての一般受託業務に大別できると考えられます（〔図表2〕）。<sup>7</sup>

〔図表2〕 司法書士業務の分類

本体業務	本来的業務	附帯業務		他法によって制限されている業務
		規則31条業務	一般受託業務	
	付随業務			

6 直近では、法務省は、法定相続情報一覧図の保管の申出は本来的業務ではないという解釈を示しているのでこの分類に入ると考えられます。

7 七戸克彦九州大学教授も、法3条所定の業務、同条以外の法令等に基づく業務、同条以外の法令等に基づく業務のうち司法書士法施行規則31条に列挙された業務という分類をされており、著者らと呼称は異なるとしても、本来的業務と規則31条業務だけではないという点を指摘しています（七戸克彦「司法書士の業務範囲（6・完）」市民と法103号34頁）。

● 編者・執筆者紹介 ●

編者

静岡県司法書士会あかし運営委員会

<http://akashi.wp-x.jp/>

執筆者 (50音順)

井口 ゆり (いぐち ゆり)

平成24年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

石川 秀一 (いしかわ しゅういち)

平成25年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

井上 尚人 (いのうえ なおと)

平成13年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

兼行 邦夫 (かねゆき くにお)

平成29年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

神谷 忠勝 (かみや ただかつ)

平成30年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

川端 満秋 (かわばた みつあき)

平成24年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

倉田 和宏 (くらた かずひろ)

平成24年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

監物 宏昌 (けんもつ ひろまさ)

平成24年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員長

酒井 俊季 (さかい としき)

平成26年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員



**佐藤 麻妃** (さとう まき)

平成19年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

**佐野 貴盛** (さの たかもり)

平成24年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

**柴田 泰光** (しばた やすみつ)

平成26年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

**島 武志** (しま たけし)

平成18年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

**中里 功** (なかさと いさお)

平成9年司法書士登録、静岡県司法書士会常任理事、同あかし運営委員会委員、日本司法書士会連合会消費者問題対策委員会委員、静岡県司法書士政治連盟副会長、消費者法ニュース編集委員、浜松市固定資産評価委員会委員（以上すべて現任）

『司法書士のための会社破産申立ての手引』（民事法研究会）、『「はい、静岡県司法書士会です」相続の困りごと、お答えします』（共著・静岡新聞社）、『ここがポイント 消費者法』（共著・民事法研究会）、『トラブル事案に学ぶ おしゃべり消費者法』（共著・民事法研究会）、『実践 ADR～調停センター“ふらっと”の挑戦～』（共著・民事法研究会）、『悪質商法被害救済の実務』（共著・民事法研究会）ほか多数

**仁科 正人** (にしな まさと)

平成21年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

**花田 眞吾** (はなだ しんご)

平成14年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

**伴 信彦** (ばん のぶひこ)

平成7年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

**古橋 清二**（ふるはし せいじ）

平成2年司法書士登録、静岡県司法書士会副会長、同あかし運営委員会委員、日本司法書士会連合会執務問題検討委員会委員、同法定相続情報証明制度ワーキングチーム委員（以上すべて現任）

『「はい、静岡県司法書士会です」相続の困りごと、お答えします』（共著・静岡新聞社）、『みんなで学ぼう 50歳になったら相続学校』（共著・週間住宅新報社）、『家族の絆を深める遺言書のつくり方』（日本地域社会研究所）、『不動産登記の見方&申請事務の手引』（編著・民事法研究会）ほか多数

**山本 剛史**（やまもと たけし）

平成19年司法書士登録、静岡県司法書士会あかし運営委員会委員

# 相続実務必携

---

2019年4月25日 第1刷発行

定価 本体3,500円+税

編者 静岡県司法書士会あかし運営委員会  
発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 株式会社 太平印刷社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

落丁・乱丁はおとりかえします。

ISBN978-4-86556-279-8 C2032 ¥3500E

カバーデザイン：関野美香